

藤枝市議会の議会改革の一部を紹介します！

地方自治体の長と議会の議員は、住民の直接選挙により選ばれており、住民の代表である長と議会の二元代表制となっております。

その一翼を担う議会の重要な機能・役割として、

- ① 地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機関
- ② 執行機関を監視・評価する機能

があります。

今、地方主権の時代を迎え、この2つの機能をより発揮していくことが求められています。このような考えから藤枝市議会では、議会としての役割を高めるため、次のような取り組みを行っています。

※令和5年度から決算特別委員会・予算特別委員会が
常任委員会になりました

3つのチェック体制

1. **決算常任委員会**…**前年度決算**の審査と抽出した施策（事業）の評価を行い、次年度予算編成に向け提言！
2. **予算常任委員会**…**次年度予算**の審査を行うと同時に、決算常任委員会から出された提言の反映状況をチェック！
3. **常任委員会（総務・健康福祉教育・建設経済環境の3委員会）**
…**現年度の事業**の課題や進捗状況をチェック！

各委員会の役割

《決算常任委員会》

決算審査の対象となる前年度の決算を総括的に審査します。併せて、市民目線にたち、事業に無駄がないか、市民サービスが向上しているかどうかを主眼に、市の主要な事業について、その成果や課題を整理し、施策の評価を行っています。

また、この施策の評価を踏まえ、市民の意思を的確に次年度予算へ反映することができるよう、次年度の予算編成及び施策（事業）の実施に向けた執行部への提言を行っています。

《予算常任委員会》

予算審査の対象となる次年度予算を総括的に審査します。併せて、決算特別委員会からの執行部への提言が次年度予算にしっかりと反映されているかを確認します。

《常任委員会》（総務 ・ 健康福祉教育 ・ 建設経済環境の3委員会）

予算・決算常任委員会を設置し、議会のチェックサイクルを確立したことにより、前年度決算及び次年度予算に対するチェック機能の強化が図られますが、さらなるチェック機能の強化として、現年度の市政・施策（事業）の進捗状況をチェックしていく必要があります。

常任委員会の役割強化として、現年度の各事業の取り組みの進捗状況をチェックすることで、執行部に対して的確な事業の進捗を促すことができます。

委員会の審査内容と進め方

《決算常任委員会》

- ・ 7月中旬までに事業評価の対象事業を抽出します。
(抽出する事業数は年度により異なります)

<抽出のポイント>

- 新規事業・長期継続事業
- 市長マニフェストなどに掲げられた重点事業
- 藤枝市総合計画等における主要事業 など

- ・ 9月定例会議会において、4日間の委員会日程の中で、通常決算審査と抽出した事業の評価を行います。
- ・ 9月定例会議会閉会后、次年度の予算編成に向けた事業評価書としてまとめ、10月に市長へ提言します。

《予算常任委員会》

- ・委員は2月定例会月議会前に新年度予算編成について及び決算常任委員会からの提言をもとに、審査のポイントを絞ります。
- ・2月定例会月議会において、5日間で予算審査及び決算常任委員会からの政策提言が、どのように新年度予算に反映されているかを審査・確認します。

＜審査のポイント＞

- 藤枝市総合計画等における主要事業の予算化への取り組み
- 決算特別委員会による事業評価書の当初予算案への反映状況
- 市長の重点施策(マニフェストや4つのK・・・健康・教育・環境・危機管理 及びそれらの日本一に向けた取り組みの予算状況 など

《常任委員会》（総務 ・ 健康福祉教育 ・ 建設経済環境の3委員会）

- ・各常任委員会では、現年度の市の主要施策・目玉事業について進捗状況をチェックします。
- ・6月定例会月議会では、主要事業等の課題や問題点を全課より聴取します。
- ・11月定例会月議会では、執行部へ主要事業等の上半期における取り組み状況についての調書の提出を求め、主要事業等の進捗状況を確認しています。
- ・この現年度事業の進捗状況や先進地視察等の内容を踏まえ、各常任委員会では、決算特別委員会の提言と同日に分野別施策への提言を行っています。

<決算委・予算委・常任委のチェックサイクル イメージ>

